

コスト上昇時における価格交渉の実施については、全回答者のうち7割以上が「コスト上昇時における価格交渉を「概ね又は一部実施できた」と回答した。これを業種別みると、木材販売業において、「概ね又は一部実施できた」割合が87%で全体と比べて高く、素材生産業やプレカット業ではそれぞれ53%、64%と全体よりも低かった。価格交渉を「概ね又は一部実施できた」と回答した者の中、約8割が受注者からの申し入れであった。

コスト上昇時の価格交渉が「ほとんど又は全く実施できなかつた」と回答した者の価格交渉ができなかつた理由は、「価格交渉を行つても受け入れてもらえないため」が74件と最も多かった。木材加工業やプレカット業では、「発注量減少や取引停止を恐れたため」と回答した割合が多かった。他方、木材販売業では、「発注側においてコストを踏まえた価格改定が多かった。他方、木材販売業では、

林野庁は、林業・木材産業事業者を対象に6月から7月に実施した「価格転嫁・取引適正化に関する実態調査」の調査結果（回答者776年）を公表した。コスト上昇時における価格交渉の実施については、全回答者のうち7割以上が「コスト上昇時における価格交渉を「概ね又は一部実施できた」と回答した。これを業種別みると、木材販売業において、「概ね又は一部実施できた」割合が87%で全体と比べて高く、素材生産業やプレカット業ではそれぞれ53%、64%と全体よりも低かった。価格交渉を「概ね又は一部実施できた」と回答した者の中、約8割が受注者からの申し入れであった。

林野庁は、林業・木材産業事業者を対象に6月から7月に実施した「価格転嫁・取引適正化に関する実態調査」の調査結果（回答者776年）を公表した。

## 6. 受注者にとって不合理・不利益な商慣習(個別事例①)

業種	受注者にとって不合理・不利益な取引事例
素材生産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行振込手数料の受注者負担は以前からあり、金額にかかわらず引かれて支払われることがある。</li> <li>製品の販売量の減少という理由で、原木の受け入れ制限や取引価格の減額を一方的に実施された。</li> </ul>
木材加工業	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの商慣習から発注者側における運賃に対する理解が少なく、少量の出荷でも運賃込みの単価でしか取引してもらえない。</li> <li>納品後の減額要求、取引停止をちらつかせた資材購入要求などをされることがある。</li> <li>振込手数料の負担をお願いしているのに、差引いて振り込んでくる。売買契約時に強制的に振込手数料を差引くことへの合意を求めてくる。</li> <li>現場美化会費など、製造メーカーとしては関係ない会費を徴収される。友の会会費・保険料控除・割引料の名目で清算後に引き取られる。</li> <li>発注側が一方的に価格を決定する。納入価格に関し、発注者、受注者双方での協議がなされたことがない。</li> <li>いまだに現金払いの場合の金利割引が横行している。</li> </ul>

## 6. 受注者にとって不合理・不利益な商慣習(個別事例②)

業種	受注者にとって不合理・不利益な取引事例
プレカット業	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕入代金の値上げや経費増分の費用の受け入れの交渉をするも受け入れてもららず、提示金額に応じて仕事量が変わる。</li> <li>発注者より指定部材を指定価格で購買させられるが、貰い戻しの際は【枚・本単価】ではなく【建物価格・坪単価】にインクリーズされてしまい販売価格に反映されにくい状態になっているケースがある。</li> <li>大手ビルダーは坪単価で価格取り決めがされているが、想定よりも材料が多くなり追加納品を求められても、超過分の費用請求ができない。</li> <li>取引先のビルダー等が導入した現場管理システムの利用料を負担している。</li> <li>「他の業者も行っている・いつもそうしている」という理由で資材の無償提供させられる。</li> <li>価格決定時に他社の廉価な価格を提示され、歩み寄りを要求された。</li> <li>明確な根拠のない安全協力費・システム利用料を請求される（定額や売上に対する割合など）</li> </ul>
木材市売市場等	取扱い量の多かった頃に配送を無償サービスで行っていたことがあり、その商慣習から、今も配送の無償サービスの提供依頼が多くある。
木材販売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>納品時の材料検査は合格していたが、発注者がその材料を下請け加工事業者に加工委託した際、当該下請け加工事業者が発注者へ補修代金を請求し、その補修代金の一部を当社に請求された。</li> <li>別の取引で回収可能という理由で、支払い遅延をされる。</li> </ul>

## 7. 価格転嫁に向けた望ましい取引事例(個別事例)

業種	価格転嫁に向けた望ましい取引事例
素材生産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に買取価格の見直しをしてもらっており、概ね合意できる内容を提示されている。</li> <li>3ヶ月に一回、発注側企業と価格調整会議を行っている。</li> </ul>
木材加工業	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注側企業から市況の状況、買い手の傾向を伝えてもらうことで、生産計画に反映することができた。生産者側としては、販売先の状況がつかめないことが多いので、価格転嫁に向けて、情報交換を密にすることや、販売先に出向くことも必要。</li> <li>特定メーカーの安値より、自社との長期安定取引を優先してもらっている。</li> </ul>
プレカット業	<ul style="list-style-type: none"> <li>注文住宅は建物形状が様々なものが多いにも関わらず坪単価での取引が多く見受けられるが、なかには、使用した木材積に応じて都度価格決定をしてもらえるビルダーもいる。その場合、市場価格に見合った交渉が出来るため、価格転嫁の根拠が示しやすい。</li> <li>住宅メーカーのなかには、販売価格の設定において「材料費」「加工費(加工単位ごとの価格設定)」「運賃」などの要素が細分化されている取引もあり、その場合は相互に納得のいく建設的な話し合いができる。</li> </ul>
木材市売市場等	輸入資材は為替の変動が大きく影響するため、一部の発注側企業とは3ヶ月間程度の平均為替を用いて定期的な価格改正を行う仕組みを導入している。これにより、概ねタイムリーに適正価格の設定が可能。



発行所

一般社団法人  
**全日本木材市場連盟修**  
 編集・発行人 柱本 修  
 東京都文京区後楽1-7-12  
 TEL 03(3818)2906  
 電話 03(3818)2907  
 毎月1回1日発行  
 定価・年3,000円  
 (会員は会費に含まれています。)

改定がなされたため」との回答が多かつた。としては、市況データが最も多く、次いで製造コスト上昇を示すデータであつた。他方、交渉に当たり根拠資料を用いていない者が回答数の約3割を占めた。

価格転嫁の状況を業種別みると、木材販売業において、「概ね又は一部実施できた」と回答した者の割合が84%と全体と比べて高く、素材生産業やプレカット業ではそれぞれ50%、47%と全体よりも低かった。「全く実施できなかつた」と回答した者が、素材生産業で24%、プレカット業で18%であった。

一方、「価格転嫁できなかつた」と回答した者のできなかつた理由としては、「価格交渉を行うことができなかつたため」が76件で最も多く、次いで、「十分な説明を行つたものの、発注側の理解が得られなかつたため」が60件と多かつた。「その他」が57件あり、その中には、「需

したため」が151件、「その他」が74件であった。「その他」の中には、「カタログ価格の改定により価格を上昇させ整理していかなかった。

出しているため」「今後の取引における持続可能性を示したため」「価格以外のところで譲歩案を示したため」等の回答があつた。

要が減少するなか、受注を獲得する必要があるため、「値上げをすると受注が減るため」「競合他社の価格を提示されたため」「飲まざるを得なかつたため」「他の事業者が安値で販売しているため」等の回答がみられた。

受注者が発注者から不當に不利益を与えたとされる事例としては、「代金の支払い遅延」が最も多く(60件)、次いで、「買いたたき」(56件)、「不当な給付内容の変更、やり直し」(33件)、返品(33件)、不当な経済上の利益の提供要請(29件)等が多かった。

本調査結果では、価格転嫁に向けては、受注者において、生産コストや市況に関するデータ等を整理した上で、発注者に對し積極的に価格交渉を行うことが重要。併せて、発注者において、受注者から価格交渉の申し入れに応じる、定期的に価格交渉の場を設けるなど、価格転嫁の必要性について理解を深めることも必要とまとめている。

## ■下請法改正—取適法の概要

本年5月に改正された下請法が令和8年1月1日に施行されることとなつており、規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、法律名も通称「取適法(とりてきほう)」に変更される。改正の背景には、製造コスト上昇を受け、物価上昇を上回る賃上げを実現するために、構造的な価格転嫁を実現すること、これを阻害する商慣習を一掃し取引を適正化することが求められている状況がある。

### 1 適用対象となる取引

現行の下請法が適用される取引には、「製造委託」「修理委託」「情報成果物作成委託」「役務提供委託」がある。このうち木材業界にかかわりのある「製造委託」における「委託」とは、物品の販売定して製造(加工を含む)を依頼することをいう。委託の内容を満たす限り、請負であるか売買であるかといった契約上の形態は問わない。例えば、①木材加工

品等の規格・品質・性能・形状などを指定して製造(加工を含む)を依頼することをいう。委託の内容を満たす限り、請

業者や流通事業者等が、樹種・径級・材長等を指定して、素材生産者に原本の生産を委託する場合、②プレカット事業者や流通事業者等が、樹種・品目・規格等を指定して、木材加工事業者に製品の加工を委託する場合などが下請法の適用対象となり得る。

**【改正事項】特定運送委託を追加**  
今回の改正により、運送委託が本法の対象取引に追加される。現行法では、運送事業者間の物品の運送の再委託のみが対象となつていて、立場の弱い物流事業者が荷役や荷待ちを無償で行わされていなど、荷主・物流事業者間の問題荷役・荷待ち)が顕在化している状況を踏まえ、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を本法の対象に追加された。

### 2 適用対象となる事業者の基準

本法が適用される事業者の基準は、資本金で区分されており、「製造委託」の場合、①委託事業者が資本金3億円超であり、中小受託事業者が資本金1千万円以下の場合であつた。

千万円超3億円以下であり、中小受託事業者が資本金1千万円以下の場合であつた。

### 【改正事項】従業員基準を追加

今回の改正により、本法の適用対象の基準として従業員基準が追加される。従業員300人超の委託事業者から従業員300人以下の中小受託事業者への委託が新たに対象となり、資本金区分又は従業員基準のどちらかに当てはまる場合には、本法が適用されることとなる。

### 3 委託事業者の義務

下請法では中小事業者の利益保護のため、委託事業者には次の4つの義務が課せられている。①発注内容等を明示する義務、②書類等を作成・保存する義務、③支払期日を定める義務、④遅延利息を支払う義務。

### 4 委託事業者の禁止行為

現行の下請法では、中小事業者の利益保護のため、委託事業者による以下の行為が禁止されている。①受領拒否、②代金の支払遅延、③代金の減額、④返品、⑤買いたたき、⑥購入・利用強制、⑦報復措置、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済、⑨割引困難な手形の交付、⑩不当な経済上の利益の提供要請、⑪不当な給付内容の変更、やり直し。

### 【改正事項】協議に応じない一方的な代金決定の禁止を追加

コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられることがあります。今回の改正により、中小受託事業者から

価格協議の求めがあつたにもかかわらず、協議に応じなかつたり、委託事業者が必要な説明を行わなかつたりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不當に害する行為が禁止されることとなる。

### 【改正事項】手形払等の禁止を追加

支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いていることを踏まえ、今回の改正により、本法の適用対象となる取引において手形払が禁止されることとなる。(禁止行為の「②代金の支払遅延」に手形払等の禁止が追加され、「⑨割引困難な手形」は廃止される)。

## ■第42回 木と暮らしのふれあい展開催

東京都と(社)東京都木材団体連合会(庄司良雄会長)は10月25日(土)・26日(日)、都内江東区の木場公園イベント広場で「木と暮らしのふれあい展」を開催した。今年は「森を育てたい。だから木を使おう。受け継ごう。日本の文化、木の住まい。」がテーマ。25日の式典は、河原塚見実行委員長(都木連副会長、東京木材協同組合理事長)の開会宣言で開会、関口尚志東京都産業労働局次長と庄司良雄都木連会長の挨拶に続いて、小坂善太郎林野庁長官等が来賓祝辞を述べた。アルプホルンも演奏され、豊かな音色が参加者の耳を楽しませた。イベント広場では、雨天のためステージでのイベントは中止となつたが、18の参加団体によるテントが張られ、多くの来場者が木

に触れながら作る木工教室や木工品・木製品の即売などを楽しんだ。オリーブとブルーベリーの苗木配布も行われた。東京都木材市場買方組合連合会と東京木材市場協会は協同で木製の棚づくりやマイ箸づくりの体験、まな板の即売等を行った。



会場の様子

間浩一務局長の指導により12社から出品された製材品について、「寸法、技術、表示・結束、乾燥、出荷実績」等の項目について厳正な審査が行われ、特に品質に優れ、製材技術が高い製品が選ばれた。表彰受賞者は以下のとおり。

① 都知事賞：二宮木材（株）

② 都産業労働局長賞：東北木材（株）、

（株）沓澤製材所、（株）佐川産業、（株）

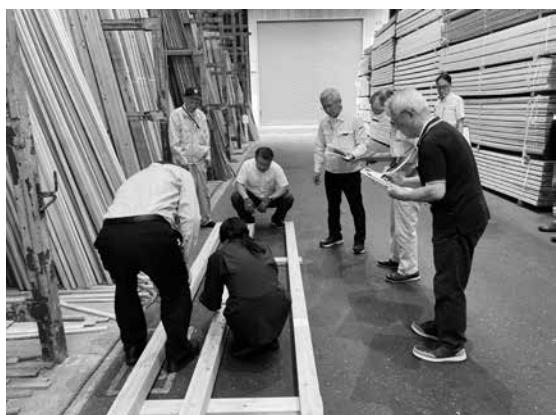
ウッディーコイケ、影山木材（株）、

（株）都木連会長賞：（有）菊地製材所、（有）

高林材木店、（株）佐川林業、（株）野

上製材所、（株）協和木材（株）

表彰式典の後は活発なセリが行われた。



審査の様子

## ■第70回全国優良木材展示会開催東京木材市場

二宮木材（株）に東京都知事賞

東京都木材団体連合会（庄司良雄会長）と東京木材市場協会（飯島義雄会長）は

10月2日（木）に、東京木材市場（株）（氏橋武史社長）において全国優良木材展示会を開催した。全優展は、昭和31年に開始され、今年で70回を迎える歴史ある展示会。

前日10月1日（水）に行われた審査会においては、東京都木材団体連合会の岩

## ■国土交通省住宅局令和8年度予算概算要求

国土交通省は、令和8年度予算の概算要求で一般会計 7兆812億円（前年

比1・19倍）を要求した。このうち住宅局関係の概算要求は2,068億円で、以下の施策を主要事項としている。

1. 住まい・くらしの安全確保、良好な市街地環境の整備

### （1）災害対策の強化

○耐震改修・密集市街地解消の着実な促進

・住宅・建築物の耐震化支援

・自治体等が行う老朽建築物の除却等に対する支援の強化

○住宅市街地における水害対策等への支援の強化

○地方公共団体と連携する地域の住宅生産事業者等が行う災害に備えたモデル的取組への支援

○（2）災害へのレジリエンスの向上

○公的賃貸住宅団地の在宅・地域避難機能の強化

・公的賃貸住宅における住戸の防災性向上工事、災害時の在宅生活支援施設の設置等への支援

○（3）被災地における恒久的な住まいの確保

○自治体による災害公営住宅の整備等への支援

2. 既存住宅流通市場の活性化

○（1）既存住宅流通市場の拡大・既存住宅の形態

○既存住宅流通市場の拡大・既存住宅の維持管理の社会的定着に向けた取組強化

・住宅ストックの循環を促進する環境整備への支援

・消費者教育、消費者保護に関する取組化

・住宅ストックの循環を促進する環境整備への支援

### 4. 住宅・建築物における持続可能な社会の構築

○（1）省エネ性能向上・LCC（ライフサイクルカーボン）の削減

・総合的なマンション対策への支援

・マンションの長寿命化等・地方公共団体による老朽マンション対策への支援強化

○既成住宅地の活用・再生に向けた取組強化

○空き家の除却・活用促進への支援の強化

・空家等活用促進区域制度や空家等管理制度の活用に取り組む自治体への支援

○（1）こども・子育て対策

○大規模公的賃貸住宅の建替えと併せた子育て支援施設の整備への支援

○「こどもつながるUR（仮称）」等の推進

・UR団地において、子育てしやすい住環境の整備（共用部改修・ソフト施設提供）や優先入居など、子育て世帯等向けの施策を強化

○（2）住まいのセーフティネット

○サービス付き高齢者向け住宅の整備への支援

○高齢者の健康寿命の延伸に資する良質なサ高住への支援

○居住支援法人等による居住支援活動への支援

○（3）バリアフリー

○既存建築物のバリアフリー改修等への支援

○（1）省エネ性能向上・LCC（ライフサイクルカーボン）の削減

- 既存住宅・建築物ストックの省エネ化の促進
- 新築住宅・建築物の省エネ性能の引き上げ
- BIMと連携したLCAの実施等への支援
- 優良な中大規模木造建築物等の整備等への支援
- 木造建築物等の規制合理化に向けた基準整備
- 建築行政手続等の総合的なDX化への取組強化
- 空き家データベースシステムの整備
- (4) 住宅・建築分野の国際展開
- 新興国等における事業展開への支援
- ※令和8年度予算概算要求の詳細は以下の国土交通省ウェブサイトに掲載。  
[https://www.mlit.go.jp/page/kanbo\\_05\\_hy\\_003335.html](https://www.mlit.go.jp/page/kanbo_05_hy_003335.html)

## ■東京木材相互市場 相互吹上市場開設50周年記念式典を開催

(株)東京木材相互市場(西村信洋社長)は、10月7日、相互吹上市場開設50周年記念式典を開催した。記念式典で西村社長は、「市場開設からおかげさまで約半世紀、今日という晴れの日を迎られましたのも皆々様方のご厚情と不断の努力の賜物と、心より感謝申し上げます。本年1月より吹上市場は時代の流れに対応すべく単式市場へと生まれ変わりました。新たな風を吹上から、活気ある業界

になるよう鋭意努力していきたいと思します。」と挨拶した。式典では、栄和会歴代理事長、相談役、歴代市場長、歴代間屋組合長の各代表や記念市来場皆勤者等の表彰が行われた。午後には多数の買い方が参加し、くじ引きやbingoなどの特別企画も交えて活発な競りが行われた。



競りの様子

## ■林野庁秋の人事異動(抜粋)

10月1日付幹部異動

- 退職↑森谷克彦(中部森林管理局長)
- ↑佐伯知広(独)農林漁業信用基金理事
- ↑石田良行(林野庁森林整備部付)

## ■木材アドバイザー養成講習会(建築士会CPD認定)開催のぞ案内

### ■木材アドバイザーとしての活動・資格の活動

木材アドバイザー養成講習会を受講された多様な有資格者から、講習会で学んだことの仕事等への活用事例についてお知らせいただいたので紹介します。

地域材を活用した住宅建築に携わった

木材アドバイザー養成講習会を受講された多様な有資格者から、講習会で学んだことの仕事等への活用事例についてお知らせいただいたので紹介します。

地域材を活用した住宅建築に携わった

対象に木の見分け方や基本的性質、木造建築に関する実践的な知識、日本の林業のほか環境問題や木材需給等の学んでいたくため、下記により木材アドバイザー養成講習会を開催します。皆様のご参加をお待ちしております。定員は東京会場が40名程度、大阪会場が40名程度で、日程は以下の通りです。

**[東京会場]**  
令和8年2月6日(金) 9:30~17:20、  
2月7日(土) 9:00~16:00  
(於) 砂防会館(東京都千代田区平川町2-17-4)

**[大阪会場]**  
令和8年2月20日(金) 9:30~17:20、  
2月21日(土) 9:00~16:00  
(於) 大阪木材仲買会館(大阪市西区南堀江4丁目18番10号)

受講料は、25,000円(受講料、テキスト代等を含む)  
申し込みの受付は12月1日から

「問合先」(一社)全日本木材市場連盟  
文京区後楽1-7-12 林友ビル  
TEL 03-3818-2906  
FAX 03-3818-2907

お客様から木材の強度に関する質問を受けける機会が多いが、木材アドバイザー講習会で得た知識をアピールすることにより、環境意識の高い取引先への売り上げにつながった。(木材市場)

お客様から木材の強度に関する質問を受けける機会が多いが、木材アドバイザー講習会で得た知識をアピールすることにより、環境意識の高い取引先への売り上げにつながった。(木材市場)

木材の特性や強度の違いを説明することができ、先方にこちらの提案に納得していただけることが多い。木材アドバイザー講習会で得た知識を活かして樹種別カット工場

日常の業務では学ぶ機会のない木材の構造や性質、木造建築等について学ぶ機会を得て、業務の中に新たな発見が増えた。高校生を対象とした職業体験を担当した時に、木材の性質を自信をもつて説明できた。(林業事業体)